

# 全国がん登録説明会

国立がん研究センターがん対策情報センター  
がん統計研究部 地域がん登録室  
全国がん登録データセンター準備室

松田 智大



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

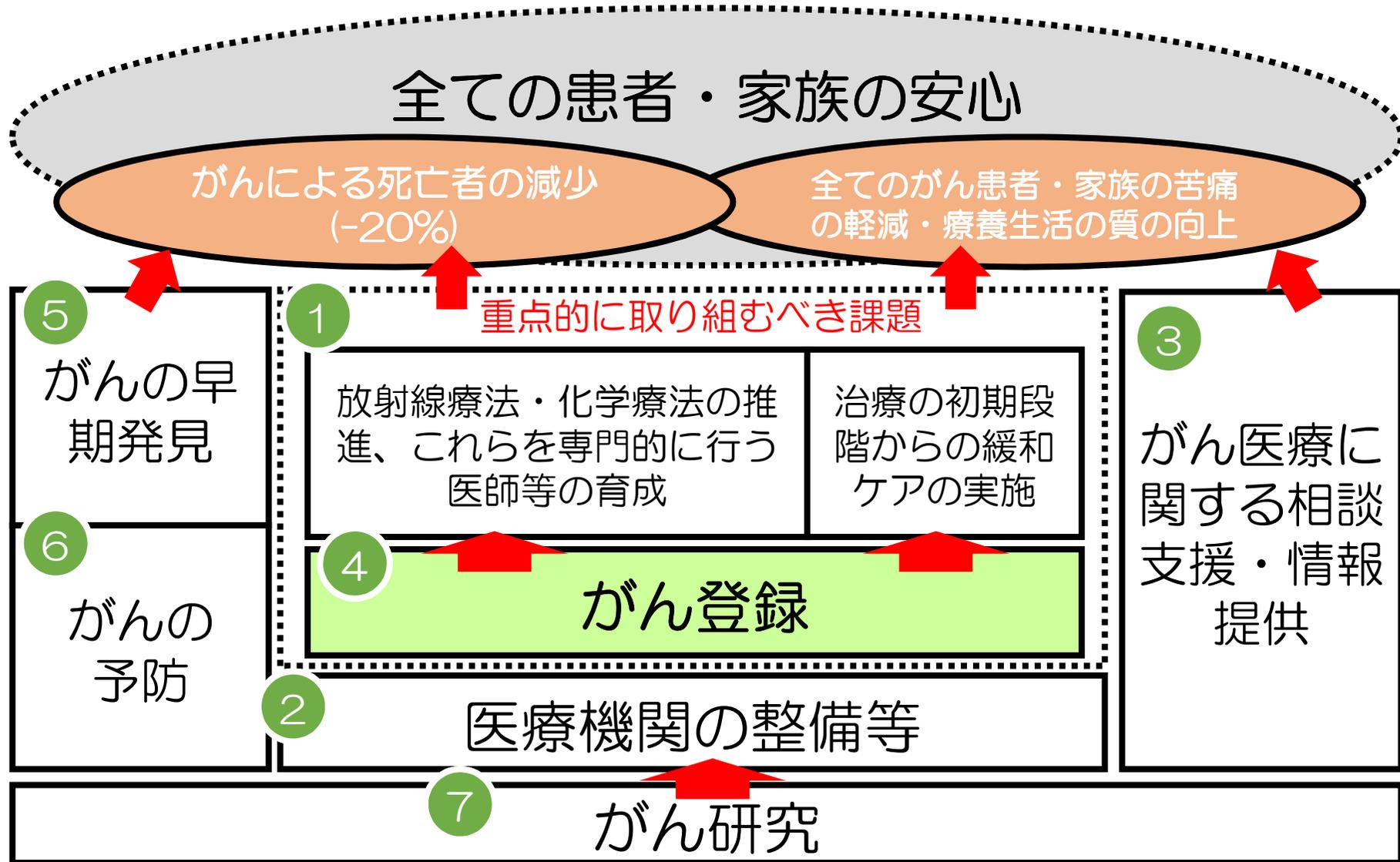
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

# 1) 背景と課題



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



## これまでの地域がん登録で 克服できなかった5つのこと



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- ① 地域がん登録と個人情報保護関連法令との整理
- ② 届出が任意であるために、完全性が担保されず、依然7～8割程度の把握割合と想定されること
- ③ 都道府県が事業主体であり、国からの直接的財政補助は明確でないため、県間で設備、人員等に大きな格差があること
- ④ 都道府県間のデータの移送と照合が、法制・財政・技術的に困難であり、患者移動の多い都市圏の罹患者、全国での罹患者集計ができないこと
- ⑤ 現状で収集している死亡、生存確認データの扱いが、法的に適切でない可能性があること

# がん対策基本法から

## H24. 2. 6 参議院予算委員会



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

H14 第1回患者大集会

H18 厚労省にがん対策推進室設置  
民主党がん対策基本法案（仮称）骨子及び与党がん対策基本法案提出  
故山本孝史議員（当時）による一本化と早期成立の訴え  
がん対策基本法成立

H19 がん対策推進基本計画



梅村聡 参議院議員  
（当時）

生存率は6府県の  
データでしかない  
全国集計する仕組み  
を一日も早く



野田佳彦 首相  
（当時）



小宮山洋子 厚生労働大臣  
（当時）

# がん登録推進法の成立まで

## H25. 12. 6 衆議院本会議にて可決成立

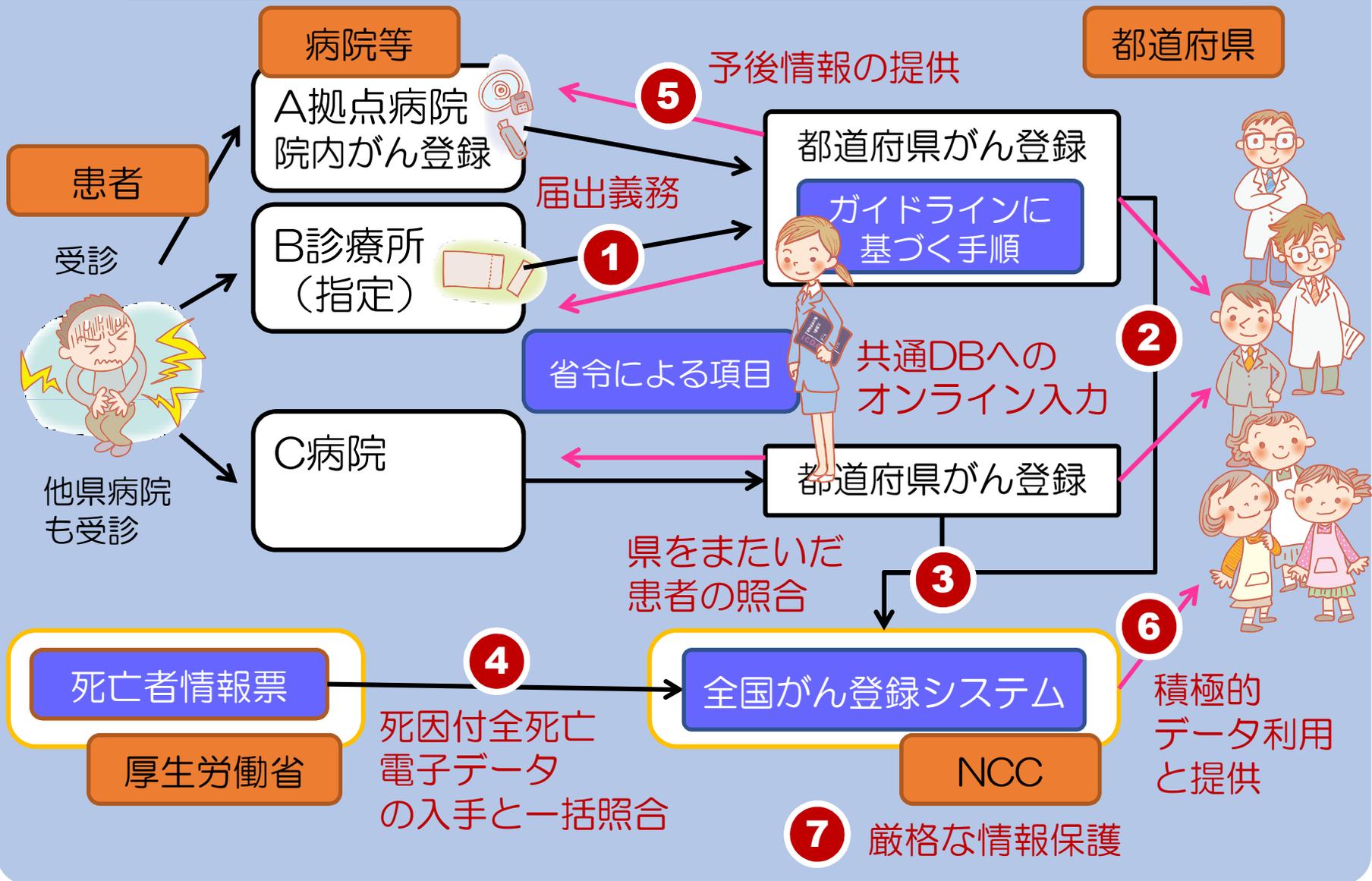


国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



H28 (2016) 1.1施行予定

# 全国がん登録の特徴（2016.1.1～）

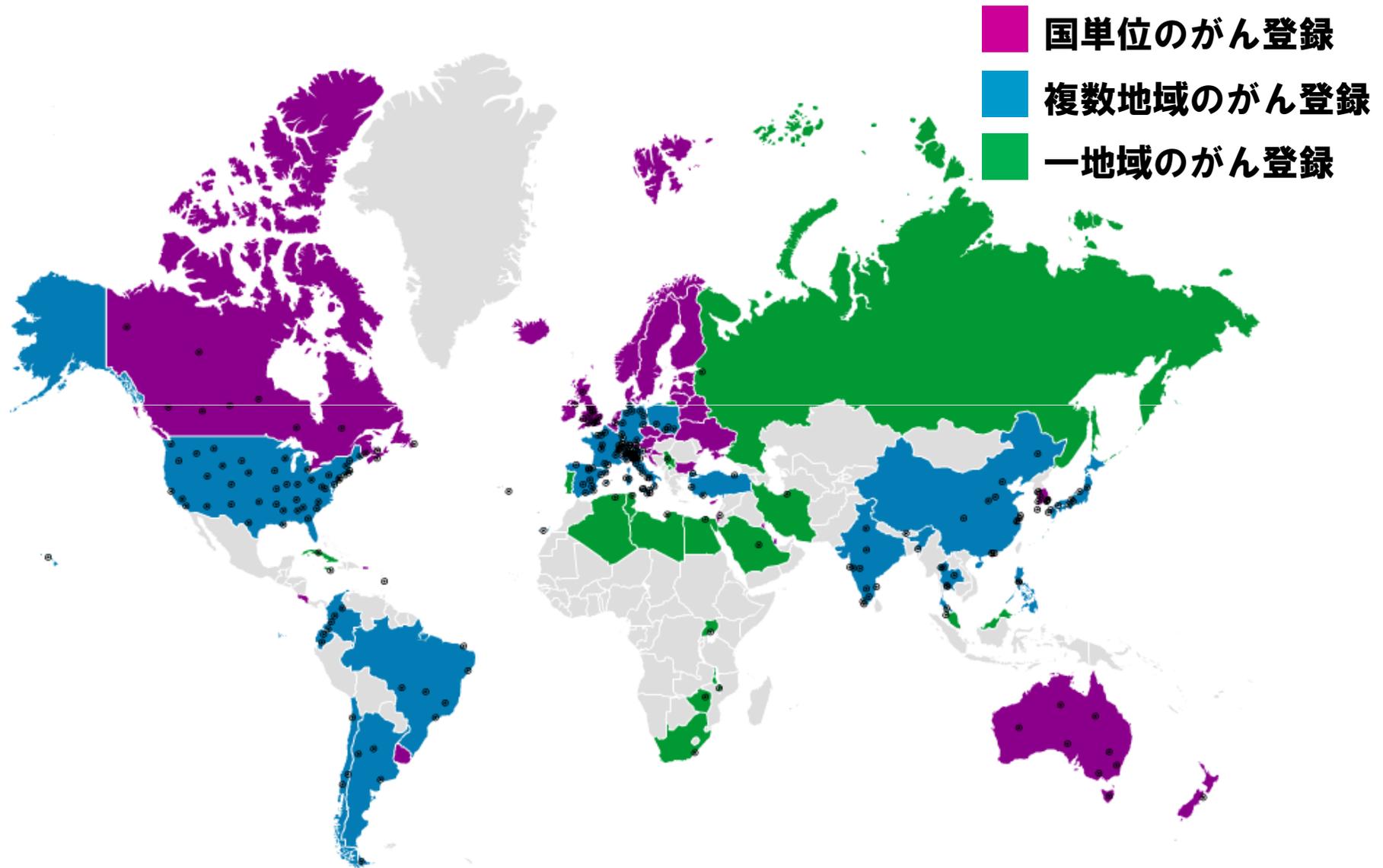


- 国家事業による労働力の投入と省力化・電子化
  - － 国がんの作業分担と即時性の向上（3.5年→2年）
- 義務化による精度向上
  - － がん罹患の増減がわかるようになる
  - － 都道府県の格差がはっきりわかるようになる。
  - － 小児がんを含む希少がんの把握ができるようになる
- データ利用の制度化
  - － 検診の精度管理や研究利用が促進される
  - － 他のデータベースとのリンケージの可能性

# 全国がん登録できている国



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



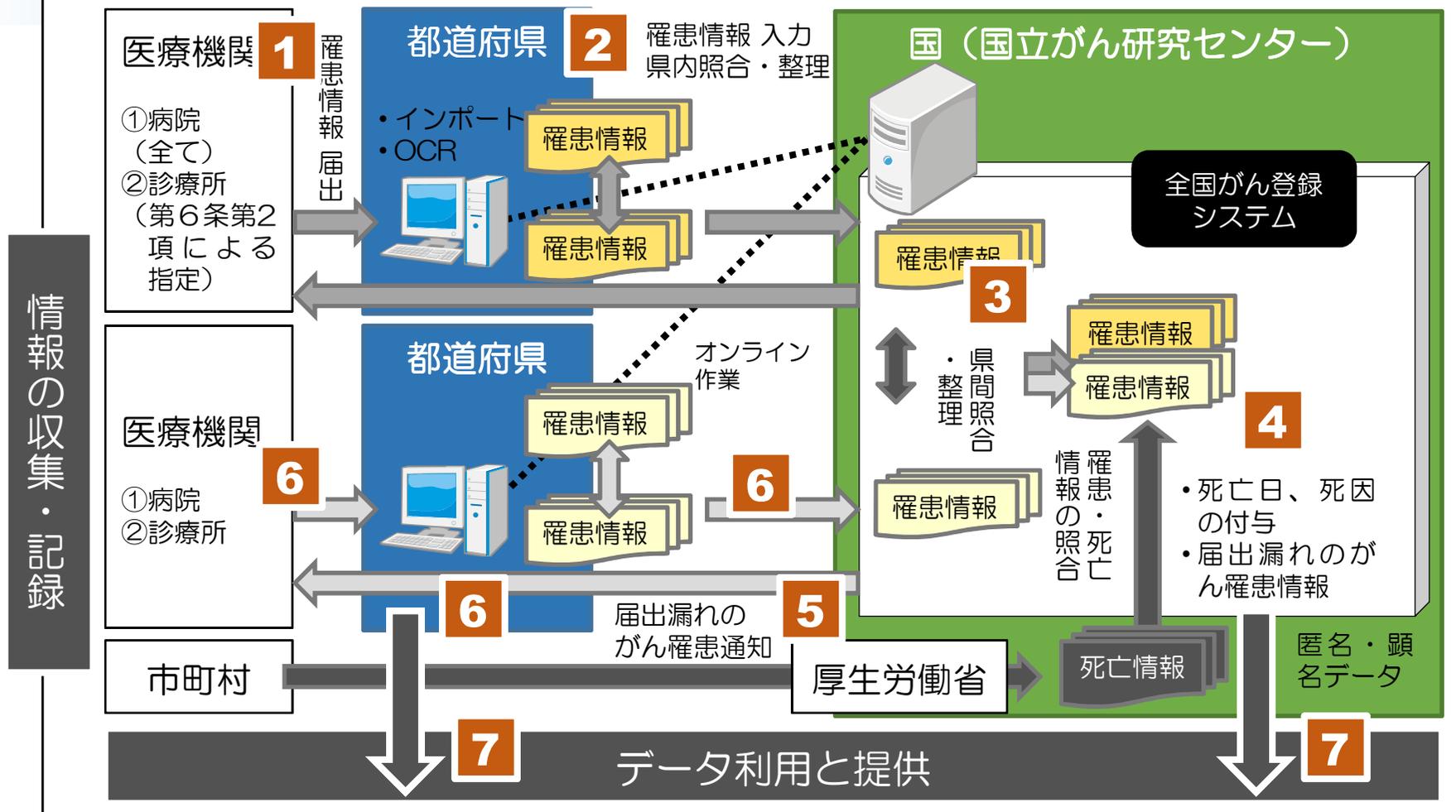
## 2) 病院等、都道府県及び 国の作業分担



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

# 病院等、都道府県及び国の作業分担



- 1** : 病院等からの届出
- 2** : 届出対象情報の審査及び整理 (第8条)
- 3** : 都道府県整理情報の審査及び整理 (第9条)
- 4** : 死亡者情報票の照合 (第12条)
- 5** : 死亡者新規がん情報に関する通知 (第14条)
- 6** : 4の通知に基づく情報の取得と入力
- 7** : 情報の利用及び提供 (第3節)

項目		全国がん登録	← 地域がん登録
実施体制	法的根拠	がん登録等の推進に関する法律	健康増進法16条、がん対策基本法17条2項、付16条等
	実施主体	国が主体となり都道府県に法定受託事務として協力を求める	地方自治体（都道府県、市）による事業
テシムス	データベースシステム	全国がん登録システム	都道府県による（国がん標準DBS利用推奨）
罹患情報	届出義務	あり（病院及び指定診療所）	なし
	義務不履行	違反勧告、施設名公表	なし
	情報提供に対する報酬等	届出謝金の都道府県健康対策推進事業からの支出が可能（有り無しは都道府県判断）	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院の指定要件</li> <li>DPC病院の地域医療係数</li> <li>届出謝金（都道府県による）</li> </ul>
	届出締切	診断の翌年末まで	任意（拠点病院は院内がん登録全国集計時届出を推奨）
	届出先	医療機関の所在地の都道府県	都道府県による（自県居住者分・他県居住者分）
	届出対象範囲	法律・政令に基づく <ul style="list-style-type: none"> <li>当該病院等の初回の診断時</li> <li>政令で定めるがんの定義、省令に基づく26項目</li> </ul>	都道府県による（研究班の推奨あり）

項目		全国がん登録	← 地域がん登録
報 死亡情	情報源と利用方法	国（国がん）が、 <b>全国分の死亡者情報票から一括</b> して届出漏れと生存確認	都道府県が、統計法33条で人口動態調査死亡票の2次利用申請し、届出漏れ症例に遡り調査
	入力	都道府県（原則インポート）	都道府県（手入力及びインポート）
照 個人	届出-届出	（県内）都道府県（ <b>県間</b> ） <b>国</b>	（県内）都道府県（県間）未実施
	届出-死亡	国（国がん）	都道府県
・ 遡り調査 集約	遡り調査	<b>都道府県は通知に基づき調査を実施、医療機関はそれに応じて届け出る義務</b>	都道府県による ・ 届け出漏れ症例を調査し（推奨）、医療機関は任意で協力
	集約	（県内）都道府県（ <b>県間</b> ） <b>国</b>	（県内）都道府県（県間）未実施
予 後 情 報	情報源	国（国がん）が、 <b>全国分の死亡者情報票から一括</b> して全症例と照合	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が、統計法33条に基づいて県内死亡票の2次利用申請をし、全症例と照合</li> <li>都道府県が、住民票照会もしくは住基ネット利用をして照合</li> </ul>
	追跡期間	有限（100年）	死亡票との照合は無期限
計 統	全国罹患数	顕名個別情報をまとめた <b>実測値</b>	匿名個別情報をまとめた推計値

項目		全国がん登録	← 地域がん登録
情報 期限 保	届出顕名情報	有限（100年）	永年
	死亡顕名情報		全件遡り調査を実施した後、統計法に基づき破棄
拒 否 等	拒否、削除請求、開示請求	認めない	都道府県による
データ 利用	病院等への予後情報提供	届出病院等に提供可能	人口動態調査に基づく予後情報は、第三者提供にあたり不可能
	データの 研究利用 手続	マニュアル等の判断基準に従い、国又は都道府県の審議	都道府県による
	がん検診の 精度管理	法に基づき都道府県から市町村にデータを提供	研究利用と同様の扱い
	21条利用手数料	全国がん登録情報はあり 都道府県がん情報は、 <b>条例に基づいて徴収可能</b> （都道府県判断）	なし
情報 保護	秘密保持義務の範囲と罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん登録推進法による</li> <li>業務委託先にも秘密保持義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法・条例等による</li> </ul>
教育 研修	担当者・実務者の研修	国がん研修（全国）及び認定（院内）、NPO法人地域がん登録全国協議会の研修	国がんの研修、NPO法人地域がん登録全国協議会の研修、研究班の教材・資料

# 3) 2016年までのスケ ジュール



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

## H28（2016）1月法施行への準備 （案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 10月上旬 第6回がん登録部会（政省令、データ利用）  
届出マニュアルの公表、全国病院に配布  
届出マニュアル補足資料提供開始  
全国がん登録都道府県・病院向けサイト公開  
OCR届出様式都道府県先行配布
- 10月下旬 個人情報保護・安全管理措置マニュアル公表  
国がん都道府県DBS契約締切り【県】
- 10月～12月 医療機関向け説明会開催【県】  
都道府県における審議会の構成及び委託先  
機関についての意見聴取【県】（業務委託  
する場合）  
厚生労働省令で定めるところによる、指定  
診療所申請手続き開始【県】

## H28（2016）1月法施行への準備 （案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 11月 国がん都道府県DBSデータ移行開始（地域がん登録業務継続）
- 12月5日 地域がん登録全国協議会シンポジウム（厚労省のがん登録説明会）
- 12月9～10日 国がん地域がん登録研修
- 12月上旬 OCR届出用紙都道府県配布、都道府県から必要な診療所等に再配布【県】
  - 院内がん登録の指針公表
  - データ利用・提供マニュアル公表

# H28（2016）1月法施行への準備 （案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

平成28年

- 1月1日 **がん登録等の推進に関する法律施行**  
国立がん研究センターがん対策情報センター  
がん登録センター発足
- 1月 **届出票作成支援サイト公開**  
院内がん登録未実施病院等からの2016年症例届出開始

## H28（2016）1月法施行への準備 （案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

### 平成29年

- 1月 院内がん登録未実施病院等からの2017年症例届出開始
- 4月 国がん都道府県DBS有償契約開始【県】
- 6月 国がん都道府県DBSデータ移行最終締切り
- 8月 院内がん登録からの2016年届出票の提出
- 12月 2016年症例届出締切

### 平成30年

- 1月 2016年症例都道府県入力～照合～集約締切【県】  
院内がん登録未実施病院等からの2018年症例届出開始
- 2～3月 同一人物確認通知（13条）、調査開始【県】

## H28（2016）1月法施行への準備 （案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 6月 DCN症例通知（14条）、遡り調査開始【県】
- 8月 院内がん登録からの2017年届出票の提出
- 9月末 遡り調査の結果に基づく入力～照合～集約締切【県】
- 12月末 2016年症例データ確定  
2017年症例届出締切

### 平成31年

- 1月 2017年症例都道府県入力～照合～集約締切【県】  
院内がん登録未実施病院・診療所等からの2019年症例届出開始
- 1～3月 データ利用申請受付【県】、2016年症例データ報告【県】、利用・提供開始【県】

## 4) データ利用



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

# がん登録推進法での積極的データ利用

## 法第三節 情報の利用及び提供



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

要審議

都道府県での報告書作成、  
がん対策への利用

### (都道府県知事による利用等)

- 第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。(後略)

要審議

がん検診の精度管理

### (市町村等への提供)

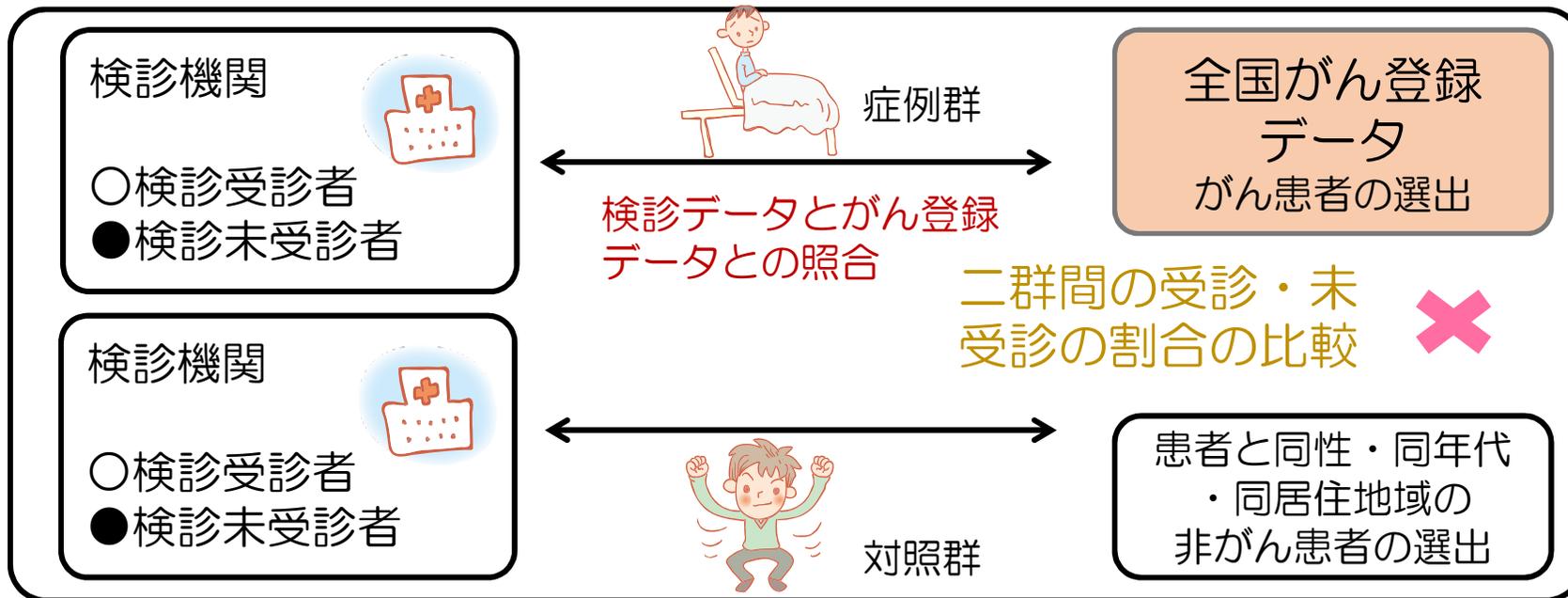
- 第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。(後略)

# データ利用 がん検診の精度管理と有効性評価

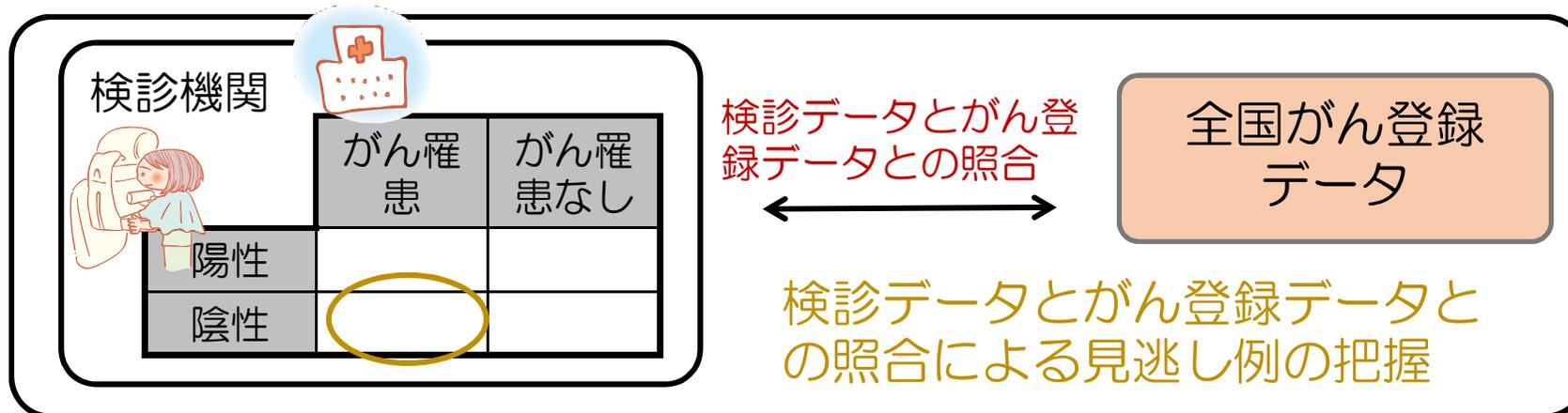


国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

有効性の評価



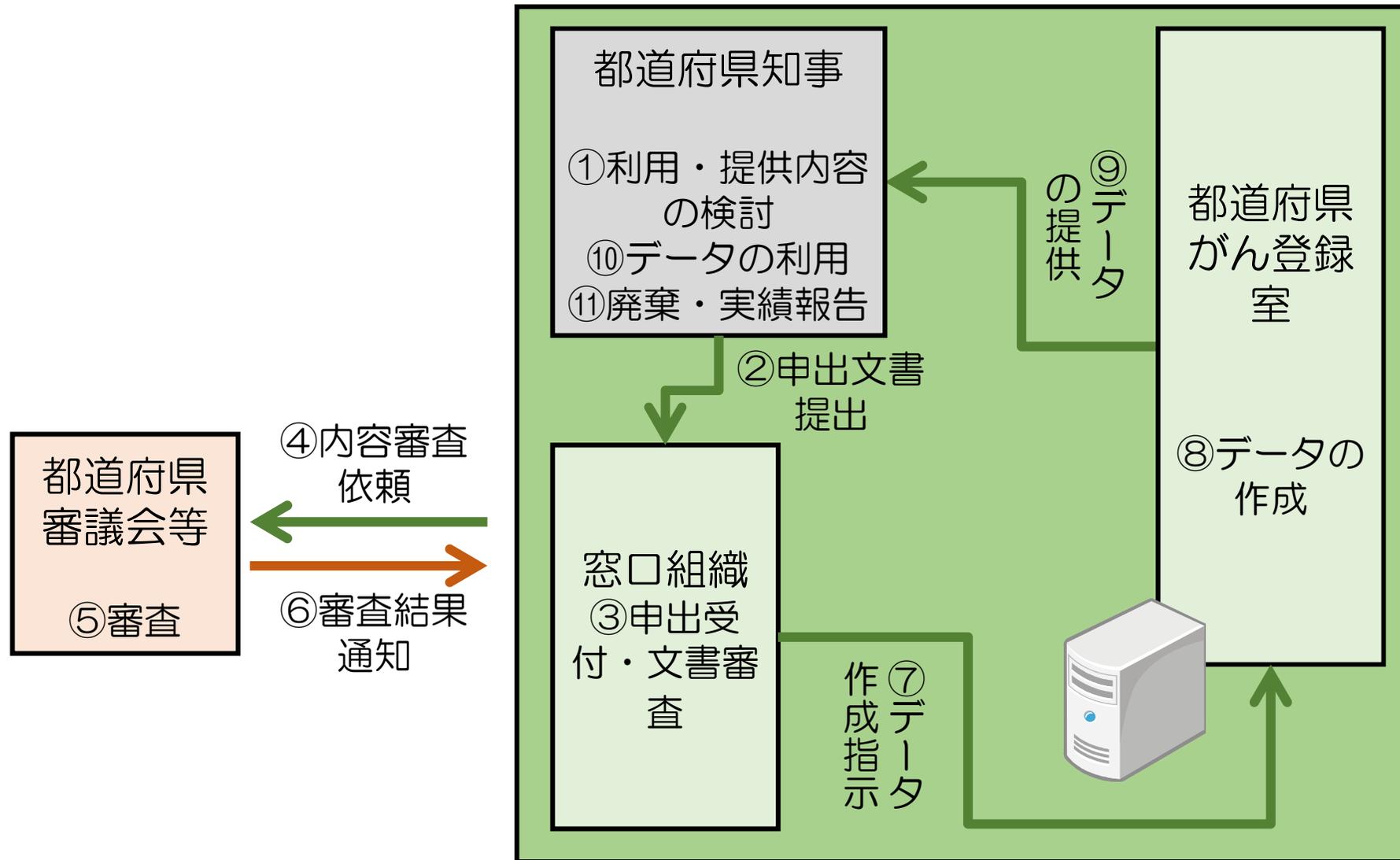
精度管理



# 18条（都道府県知事による利用等）



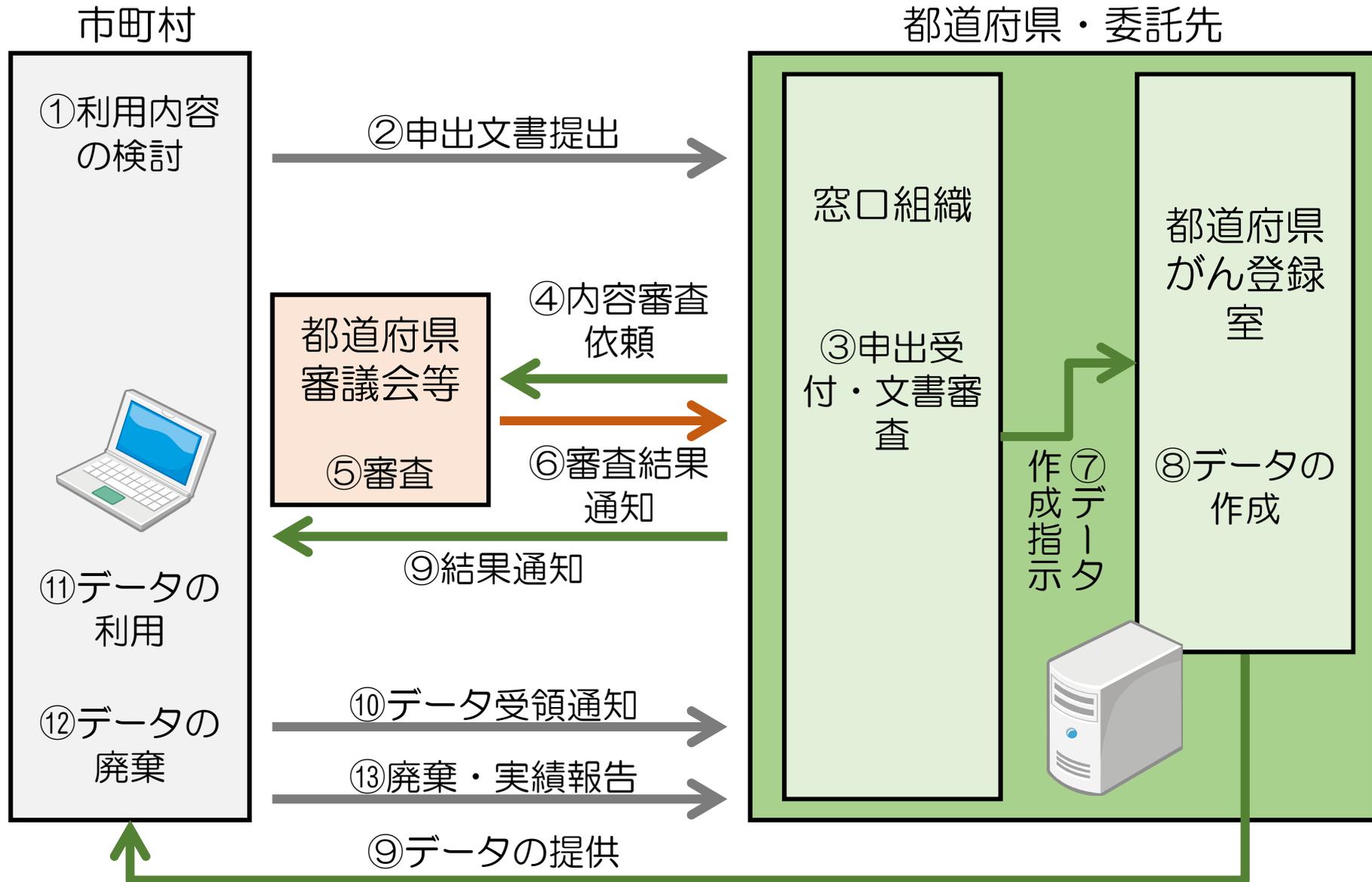
## 都道府県・委託先



# 19条（市町村等への提供）の流れの案 （がん登録部会提案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



# がん登録推進法での積極的データ利用 法第三節 情報の利用及び提供



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

## (病院等への提供)

審議  
不要

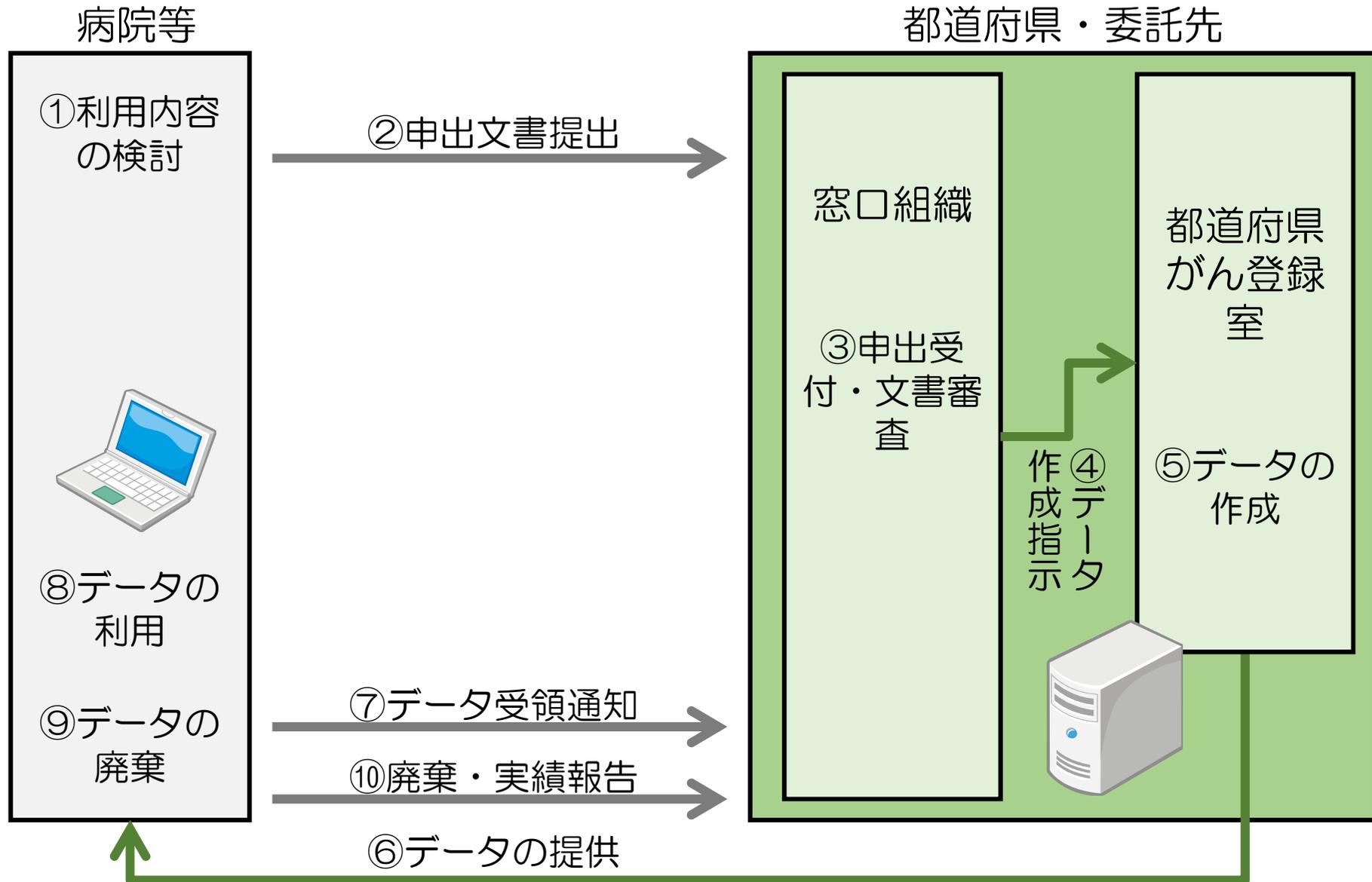
患者予後情報の提供

- 第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内的の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。（後略）

# 20条（病院等への提供）の流れの案 （がん登録部会提案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



## (その他の提供)

要審議

研究利用

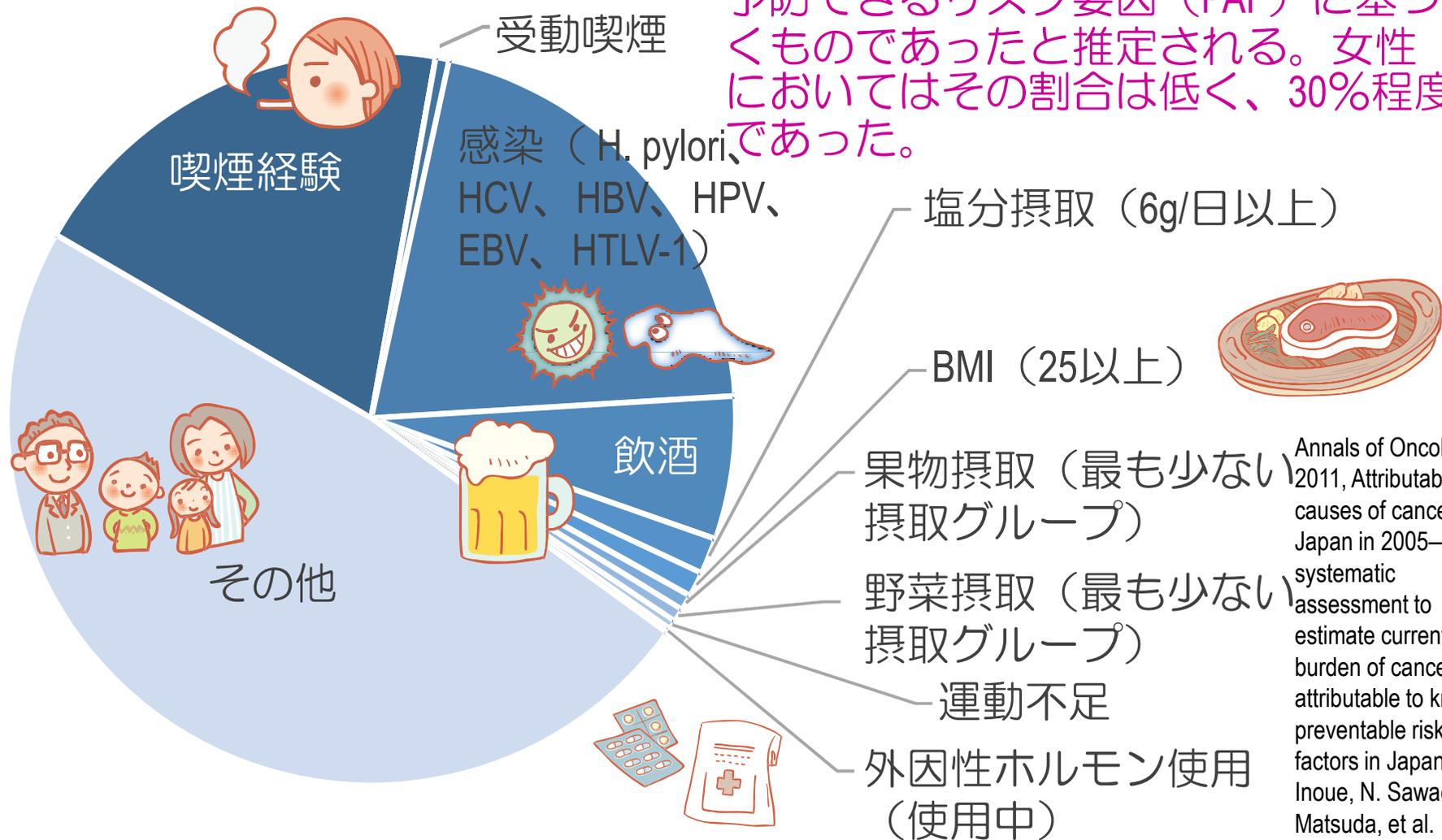
- 第二十一条 8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、**その提供を行うことができる。**（中略）
- 9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、**その提供を行うことができる。**（後略）

# 日本人のがん罹患の原因—確立したがんの要因のがんへの推定寄与割合 (男女計%)—



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

2005年において、男性のがんの55%は、予防できるリスク要因 (PAF) に基づくものであったと推定される。女性においてはその割合は低く、30%程度であった。

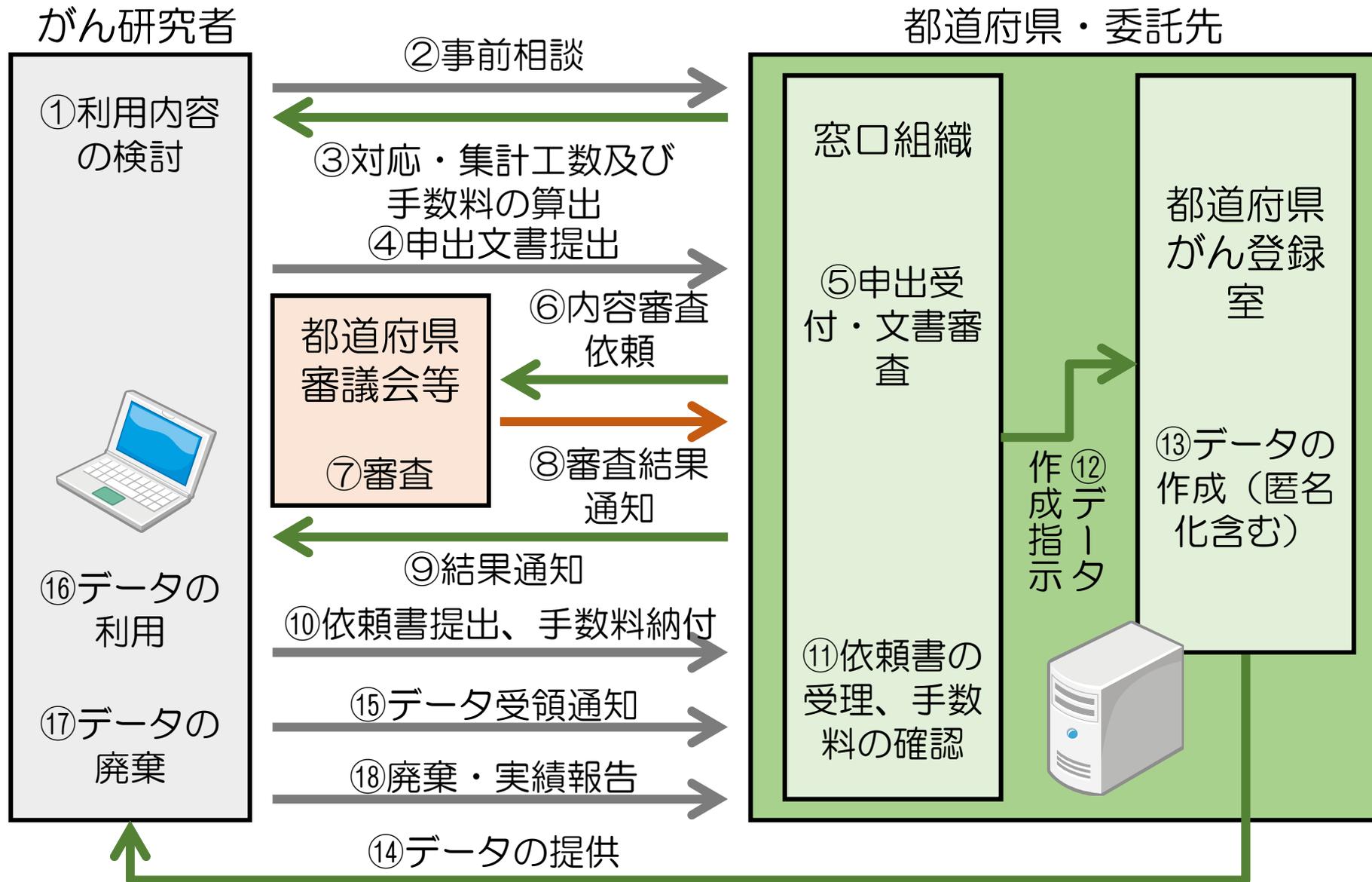


Annals of Oncology, 2011, Attributable causes of cancer in Japan in 2005—systematic assessment to estimate current burden of cancer attributable to known preventable risk factors in Japan M. Inoue, N. Sawada, T. Matsuda, et al.

# 21条8項～9項（その他の提供）の流れの案 （がん登録部会提案）



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



# 7) 院内がん登録の推進



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

## 院内がん登録等の推進 (44条・45条)



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 一層の院内がん登録の発展～「厚生労働大臣の定める**指針**に則して」
  - 標準項目の改訂：全国がん登録項目との「共通化」  
(例：診断施設と治療施設)
  - 49条：人材の育成「国及び都道府県は、がん登録に関する事務または業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない」
    - 資格認定など、院内がん登録、都道府県がん登録を含め、がん登録事業に関わる人材の、より系統だった育成体制
  - 拠点・準拠点以外への院内がん登録の推進と電子化

- 院内がん登録＝自施設でのがん診療の情報を定められた方法で収集・分析する仕組み
- 実施のメリット
  - － 他施設と比較して、自施設の特徴を把握
  - － 自施設のがん診療の変化を把握
  - － 全国がん登録へのデータ提出に利用
- 症例数が少ない場合、がん医療を施設の中心的な医療行為と位置づけていない場合、全国がん登録に提出するのみで十分

※全国がん登録では、WEBを介しての届出情報作成支援アプリケーションを提供予定（2016年1月から[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital.html)にて）

# 8) 病院等関連事項の まとめ



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 届出義務（法6条）
  - 締め切りまでに届出がない場合
    - 7条1項の届出勧告
    - 期限内に従わなかった場合の7条2項の病院名公表
- 届出の締め切りについて（省令）
  - 「がんの発生が確定した日」翌年の12/31

- 届出項目等（省令、届出マニュアル）
  - － 届出のタイミングは、全国がん登録届出マニュアルの推奨を参照し、都道府県設定。
- 届出方法について（届出マニュアル）
  - － 届出マニュアルの推奨方法と、地域がん登録での届出方法を元に設定だが、原則電子化。
  - － 院内がん登録等からの出力
  - － 届出支援WEBアプリの利用
  - － やむを得ない場合にOCR対応届出票の利用
  - － 郵送の場合、追跡可能なもののみ。

- 届出対象
  - 大きな変更点：患者の住所に関わりなく届出対象（法6条、届出マニュアル）
  - 小さな変更点：がんの種類（政令、届出マニュアル）
- 届出先
  - 患者の住所に関わりなく病院等の設置県の都道府県がん登録室（法6条、届出マニュアル）
  - 届出マニュアル及び国がんWEBには全国の都道府県がん登録届出先一覧を掲載予定

- 「遡り調査」の位置づけと対応（法6条、法14条）
  - 遡り調査という行為はルーチン作業ではなく、届出漏れの指摘と位置づけられ、「遡り調査票」は届出票と同義。
  - 都道府県は法14条の通知に基づいて、病院等に指摘を行う。
  - 病院等は6条に基づいて届出義務を果たす。

- 診療所の指定について（省令）
  - 「手挙げ」の方法・時期は、都道府県から通知される
- 院内がん登録導入の要否について
  - 届出義務化＋電子化推奨に際して、院内がん登録実施、全国がん登録のための情報管理ソフト導入等（**HOSCANR-LITE**等）の検討
- 拠点病院機能強化事業について
  - 都道府県健康対策推進事業（がん登録部分）への一本化について

- 秘密保持義務（法28条7項）及び罰則（法55条）
    - 病院等において、届出に関する業務に従事するもの、従事していた者は、届出対象情報に関する秘密を保持すること
    - 刑法134条、保健師助産師看護師法、個人情報保護法その他、がん登録推進法の罰則が課せられる可能性
    - 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ※個人情報保護関連法令より厳しい罰則が規定されている

- 病院等への都道府県がん情報の提供について（法20条）
  - 申請方法（県からの通知参照）
  - 都道府県がん情報の扱い（法30条～34条、データ利用マニュアル参照）→法18条・19条・21条の情報利用・提供と同様
  - 生存確認情報＋病院等からの届出情報に限る  
→届出患者でも、他の病院等におけるがん、診断、治療等の情報は含まない

- 政省令の決定後、厚生労働省による、都道府県向けの説明会が開催される。
- それを受け、都道府県は、医師会や都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会協力し、県内の病院等に対して説明会を開催。
- 病院等向け全国がん登録PRポスター、リーフレットは、拠点病院等に配布。
- 全国がん登録PRサイト

<http://39baton.ncc.go.jp/>



# 9) 届出マニュアルの説明



国立がん研究センター  
がん対策情報センター

National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 全国がん登録届出マニュアルは、厚生労働省、国立がん研究センターにて作成。
- 政省令において、症例の届出に関する詳細事項が決まり次第内容を精査して、発行、病院等に国がんから直接配布（診療所については指定後、都道府県からの配布又は下記URLからダウンロード、印刷）。
- 病院向けウェブページに掲載予定

[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital.html)

（正誤表含め公開中）

- がん登録等の推進に関する法律（法律第111号、平成25年12月13日公布）が定める、病院等の管理者が、**原発性のがん**について、当該病院等の**所在地の都道府県知事に届け出る**情報の作成にあたり必要な事項をまとめたもの。
  - － 第1章：届出の対象と方法
  - － 第2章：届出項目について
  - － 第3章：死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
  - － 付録

1. 悪性新生物及び上皮内癌
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
  - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
  - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
  - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
  - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
  - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
  - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
  - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

- 初回の診断とは
  - 入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍について初診し、診断及び／又は治療等の対象となった腫瘍が届出の対象。
- 診断とは
  - 当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として診断及び／又は治療等の診療行為を行っていること。
  - 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含む。

転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。

- 多重がん

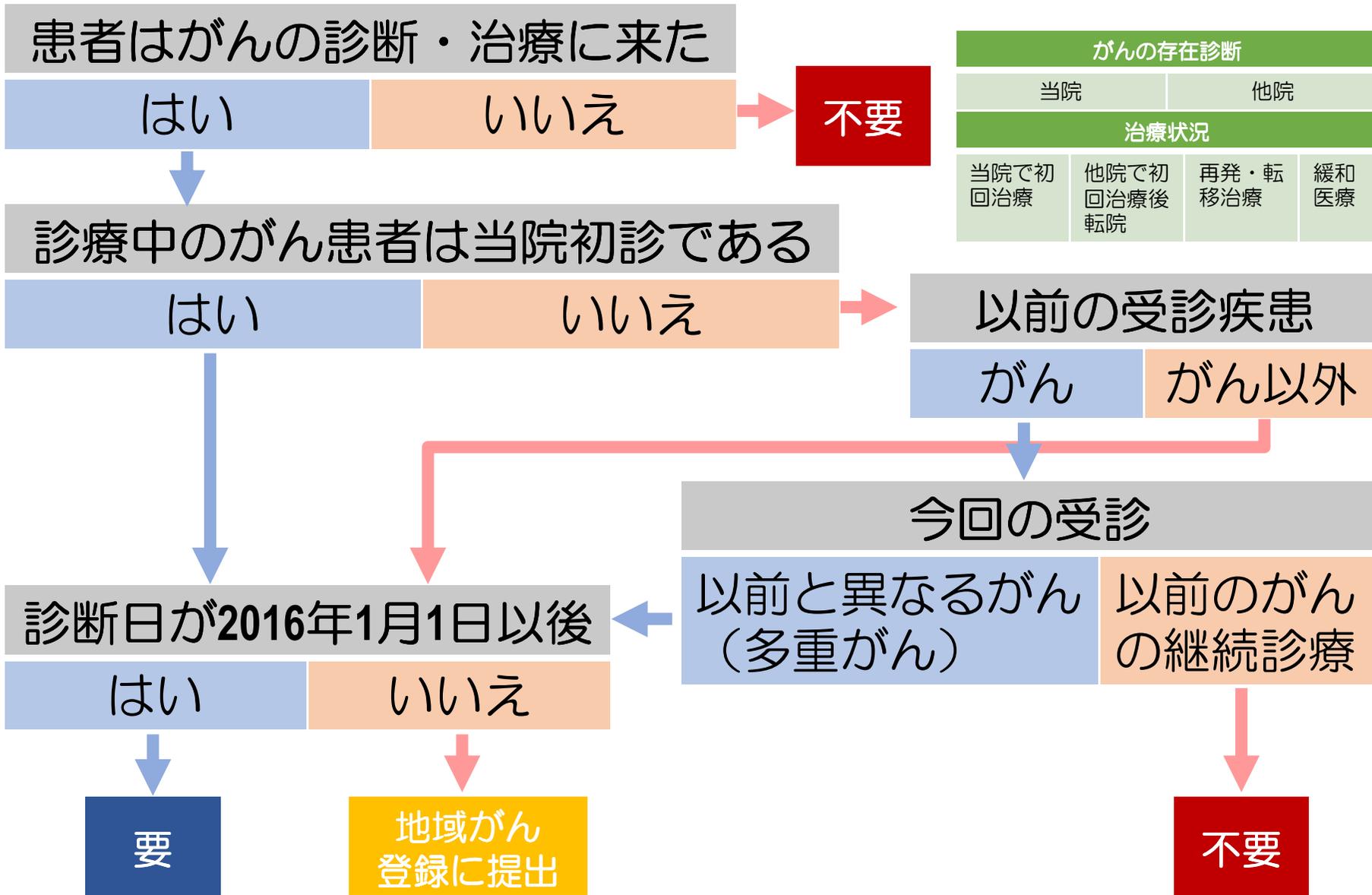
- 当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんと定義します。

- 届出の不要な患者

- 当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届出する必要はありません。

# 第1章 届出の必要な患者 判断チャート



# 第1章 届出情報の作成



例	情報の作成時期
自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他施設に紹介時</li><li>・ 患者来院中断が明らかになった時</li></ul>
自施設で初回治療を開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画された一連の初回治療の終了時</li><li>・ 初回治療方針「経過観察」の決定時</li></ul>
他施設で初回治療開始後に自施設に受診して初回治療を継続	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画された一連の初回治療の終了時</li></ul>
他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自施設受診時</li></ul>
剖検で初めて発見されたがん	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 診断確定時</li></ul>

# 第1章 届出の期間と届出の時期



- 一定の期間内（当該がんの診断年の翌年末まで）の届出の義務づけ

診断日	届出期限
2016年1月10日	2017年12月31日
2016年12月28日	
2017年1月5日	2018年12月31日

- 届出の推奨時期

病院等の別	2016年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院	2017年8月末日まで
その他院内がん登録実施病院等	2017年9月末日まで
上記以外	2017年12月末日まで随時

- 全国がん登録にどう対応する？

- 院内がん登録を実施

Plus等で対応

- 全国がん登録にデータベースで対応

Lite等で対応

- 全国がん登録に紙届出票に近い業務で対応

ソフト無し

## 国立がん研究センター提供ソフトウェア等

- 院内がん登録支援Hos-CanR Plus

- 全国がん登録項目対応予定

- [http://ganjoho.jp/hospital/cancer\\_registration/registration03.html](http://ganjoho.jp/hospital/cancer_registration/registration03.html)

- 全国がん登録対応Hos-CanR Lite

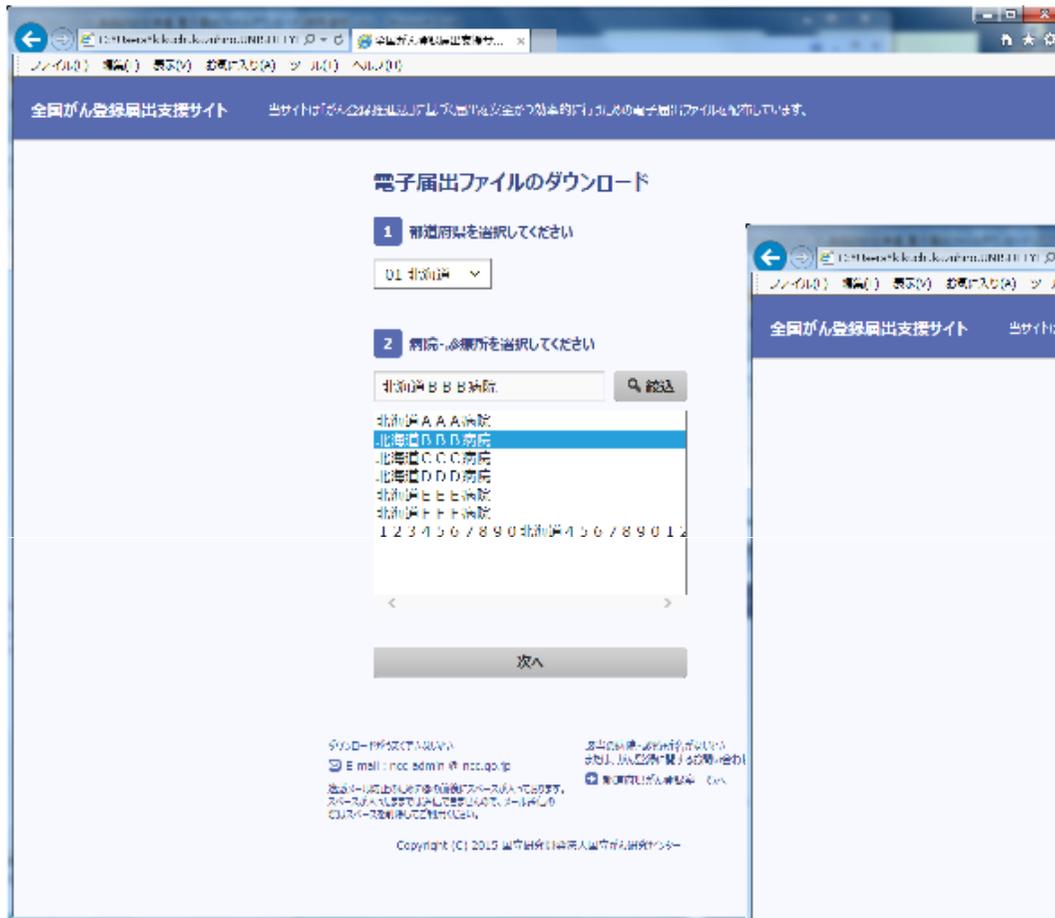
- [http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital/hoscanrlite.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/hoscanrlite.html)

- 全国がん登録届出支援サイト
  - 届出申出書（pdfファイル）の作成
    - 院内がん登録情報からの届出用csvファイルの暗号化ツール
    - 電子届出票（pdfファイル）の作成と暗号化ツール
  - [http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital.html)
  
- これらの電子データを追跡可能な郵送方法で都道府県がん登録に提出
  - 近い将来、電送方法が確立される予定

# 第1章 全国がん登録届出支援サイト



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services



# 第1章 全国がん登録届出支援サイト



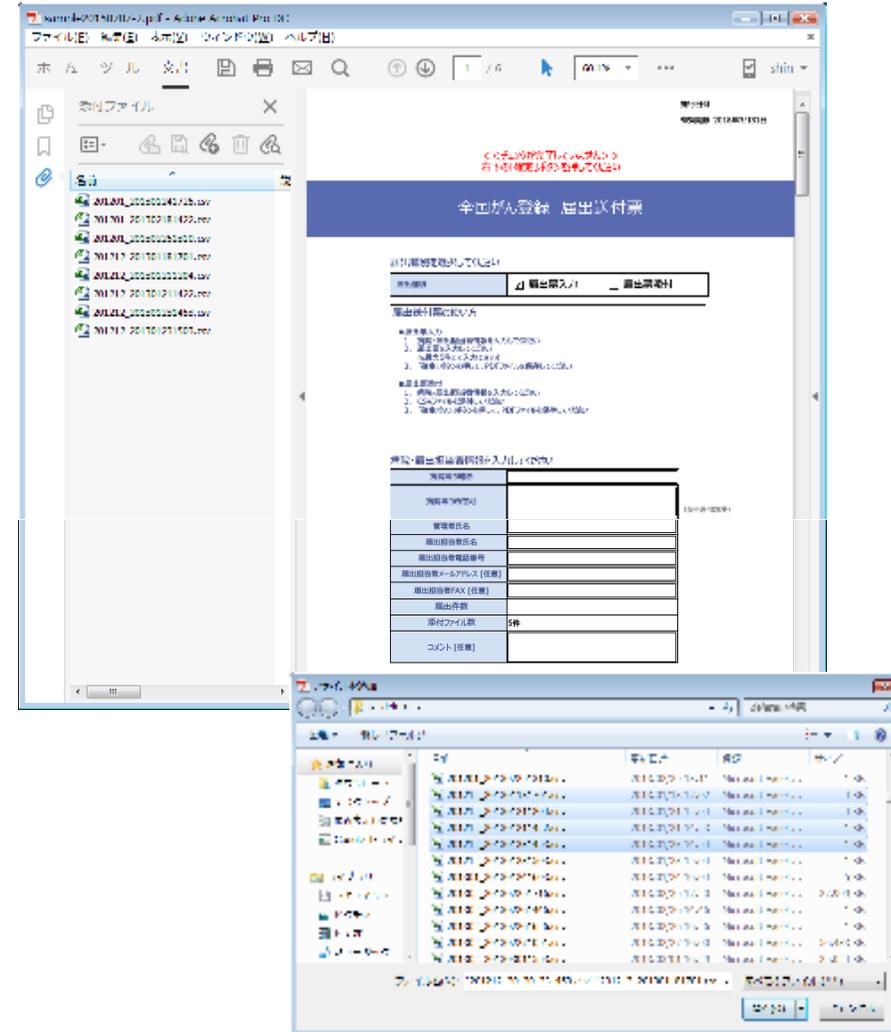
国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

チェックすると入力できるようになります

全国がん登録届出票①

①病院等の名称	富士通病院		
②診療録番号	[ ] (金半角16文字)		
③カナ氏名	シ [ ] (金角カナ10文字)	メイ [ ] (金角カナ10文字)	
④氏名	氏 [ ] (金角10文字)	名 [ ] (金角10文字)	
⑤性別	<input type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 1. 女性		
⑥生年月日	<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明治 <input type="checkbox"/> 2. 大正 <input type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成		
⑦診断時住所	[ ] (金半角40文字)		
⑧側性	<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明		
⑨原発部位	[ ]		
⑩病理診断	[ ]		
⑪診断施設	<input type="checkbox"/> 1. 自施設診断 <input type="checkbox"/> 2. 他施設診断		
⑫治療施設	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で初回治療をせず、他施設で紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8. その他		
⑬診断根拠	<input type="checkbox"/> 1. 原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2. 転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3. 細胞診 <input type="checkbox"/> 4. 部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5. 臨床検査 <input type="checkbox"/> 6. 臨床診断 <input type="checkbox"/> 9. 不明		
⑭診断日	<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日		
⑮発見経緯	<input type="checkbox"/> 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4. 部検発見 <input type="checkbox"/> 5. その他 <input type="checkbox"/> 9. 不明		
⑯進展度・治療前	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明		
⑰進展度・術後病理学的	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 666. 手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず		
⑱初回治療	⑳外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	㉑鏡視下	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	㉒内視鏡的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	㉓観血的治療の範囲	<input type="checkbox"/> 1. 原発巣切除 <input type="checkbox"/> 4. 姑息的な観血的治療 <input type="checkbox"/> 5. 観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9. 不明	
	㉔放射線療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	㉕化学療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
㉖その他治療	㉗内分泌療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
	㉘その他治療	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で試行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明	
㉙死亡日	<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日		
備考	[ ]		

届出票作成



CSVファイル添付

## 第2章 全国がん登録26項目①



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

番号	項目名	区分
1～7	病院等の名称、診療録番号、カナ氏名、氏名、性別、生年月日、診断時住所	
8	側性	1 右側 2 左側 3 両側 7 側性なし 9 不明（原発側不明を含む）
9	原発部位	テキスト又は ICD-O-3 局在コードによる提出
10	病理診断	テキスト又は ICD-O-3 形態コードによる提出
11	診断施設	1 自施設診断 2 他施設診断
12	治療施設	1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 2 自施設で初回治療を開始 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 8 その他
13	診断根拠	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 3 細胞診 4 部位特異的腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明
14	診断日	自施設診断日又は当該腫瘍初診日
15	発見経緯	1 がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3 他疾患の経過観察中の偶然発見 4 剖検発見 8 その他 9 不明
16	進展度・治療前	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 777 該当せず 499 不明

## 第2章 全国がん登録26項目②



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

番号	項目名	区分
17	進展度・術後病理学的	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 660 手術なし又は術前治療後 777 該当せず 499 不明
18	外科的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
19	鏡視下治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
20	内視鏡的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	1 原発巣切除 4 姑息的な観血的治療 6 観血的治療なし 9 不明
22	放射線療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
23	化学療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
24	内分泌療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
25	その他の治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
26	死亡日	

- 全国がん登録における、がん初回治療の定義
  - 当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した治療のうち、診療計画等に記載されたもの
    - 経過観察が計画された場合、又は治療前に死亡された場合は経過観察という行為を初回治療に含む
  - 造血器腫瘍以外の悪性腫瘍と造血器腫瘍の定義が異なる
- 治療の分類
  - 当該がんの縮小・切除の効果をもたらす主な手段が外科的なのか、鏡視下なのか、内視鏡的なのか、放射線なのか、薬物なのか、内分泌なのか、それ以外（その他）なのかで分類

- がんが原発巣からどこまで広がっているかを分類する最も基本的ながんの病期の分類方法
  - 上皮内
  - 限局
  - 所属リンパ節転移
  - 隣接臓器浸潤
  - 遠隔転移
  - （手術なし又は術前治療後：当該がんの手術が自施設で行われなかった場合、進展度・治療前の診断後、手術の前に、初回の治療が開始された場合適用）
  - （該当せず：白血病、多発性骨髄腫（局在コードがC42.0又はC42.1）の場合、適用）
  - （不明：原発巣が不明（局在コードがC80.9）の場合、適用）
- 進展度区分の定義適用の例外
  - 悪性リンパ腫とカポジ肉腫

- 「がん」と診断された（陽性であった）検査を、他施設での検査も含めて時系列に並べたときに、最も確からしい検査（最も確からしい検査が複数回行われている場合、より早い日に行われた検査）が
  - 自施設に受診後に実施された場合
  - 自施設に受診前に実施された場合

自施設診断

他施設診断

- 「がん」と診断する根拠となった**最も確からしい根拠（検査）**をその検査とする（以下のうち、もっとも数字の小さい検査）。
    1. 原発巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
    2. 転移巣の組織診陽性（病理組織診によるがんの診断）
    3. 細胞診陽性（病理組織診ではがんの診断無し）
    4. 部位特異的腫瘍マーカー※（によるがんの診断）
    5. 臨床検査（画像診断も含む）（によるがんの診断）
    6. 臨床診断（によるがんの診断）
    9. 不明
- ※AFP、HCG、VMA、免疫グロブリンの4マーカー限定

1. 自施設診断のときは**自施設診断日**
2. 他施設診断のときは**当該腫瘍初診日**

### — 自施設診断日

- 項目「診断施設」が「1 自施設診断」のとき、自施設に受診後に実施され、「がん」と診断された検査のうち、**最も確からしい検査の検査日**
- 生前に存在が疑われていなかったがんが死体解剖によりはじめて診断された場合は、死亡日を自施設診断日とする。

### — 当該腫瘍初診日

- 項目「診断施設」が「2 他施設診断」のとき、当該がんの診断や治療のために、**初めて患者が自施設を受診した日**。

- 全国がん登録における同一人物照合に役立つ情報をお知らせください
  - カナ氏名、氏名に関すること
    - ミドルネーム、通称、文字化けの元の文字のヒント
  - 例：●元（つじもと）
    - 「●」は「一点しんにょう」の辻
  - 性別に関すること
  - 診断後の住所の異動に関すること
  - 紹介元、紹介先病院等に関すること
  - 既往のがんに関すること
  - 当該がんの詳細な病理診断に関すること

## 第3章 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出



国立がん研究センターがん対策情報センター  
National Cancer Center  
Center for Cancer Control and Information Services

- 死亡者新規がん情報とは
  - － 全国がん登録情報と死亡者情報票と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに記録されるべき情報であって、死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報
- 死亡者情報票とは
  - － 死亡届・死亡診断書のこと
- 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出
  - － 死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めること。従前の遡り調査。

- 付録 [1] 法令集
- 付録 [2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の性状コード2又は3の組織型及び和
- 付録 [3] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の局在コード及び和名
- 付録 [4] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（一部改正2012）の組織型、性状、局在コード及び和名
- 付録 [5] 一覧：標準的な院内がん登録項目から全国がん登録への提出形式